

## 知的障がい者の外出環境におけるA市の現状と課題

－相互作用を中心に－

黒須 依子

Current state and problems concerning out of home environment with mentally disabled persons  
－ considerations focused on interactive relations －

Yoriko Kurosu

### Abstract

This paper reports on the state of out of home environments for mentally disabled persons living in a city. I report the results of a questionnaire survey and discuss problems from the point of interactions between environment and other related factors. The aims of the study are to find suppressive factors preventing mentally disabled persons from going out of home and to improve their out of home experiences by addressing these factors. 65 mentally impaired individuals were given an interview. Results show the main factors obstructing these persons were a shortage of public transportation, difficulties in getting a drivers license, a lack of full-time employment, inadequate information about support services and few opportunities to meet with friends. Based on our findings the following areas were identified for improvement:

(1) development of full-time employment for mentally disabled persons, (2) promotion of peer-support activities, (3) development more effective service information systems for mentally disabled persons (4) on-going needs assessment for these persons.

Key words : mentally disabled persons, out of home environments, improvement of QOL, peer-support activity

キーワード：知的障がい者，外出環境，QOLの向上，ピアサポート活動

2008.11.26受理

### 1. 序論

#### (1)障がい者の社会参加を支援する意義

すべての人にとって「社会参加」は、各人のQOLを向上するために欠かせない重要な要因である。近年の障がい者福祉において、この理念に基づき障がい者の社会参加を支援する意義が問われている。例えば、2006年4月に施行した障害者自立支援法の目的は「障がい者の自立と社会参加」を基本理念とする障害者基本法の基本的理念に準じたものとして位置づけている。

この法律は、各人の障がいは各人を取り巻く環境因子と個人因子がその人の活動状況や社会参加の状況に相互作用し、その状況を制限することにより生じる、という2001年にWHOが国際生活機能分類(ICF)として提言した障がい理論に基づくものである。以来、障がい者に対する社会参加支援は障がい者のバリアフリーを実現する手法の一つとして重視されている。

#### (2)QOLの捉え方

ところで、社会参加により、その実現を目指す「QOLが向上した状態」とは、どのような状況を示すの

であろうか。QOLの捉え方には種々の研究領域によりさまざまな見解が存在する。そのうち、清水は哲学的視点から「人がどのような状態に置かれて生きているかを問題にするときに、『QOL』という用語が使われる」と述べ、QOLの評価基準について「一般にQOL評価は、評価の対象となる環境が、その環境に置かれた人の人生のチャンスないし可能性(選択の幅)をどれほど広げているか(言い換えれば、どれほど自由になっているか)、を基準とする<sup>1)</sup>と定義づけている。

日本では障害者自立支援法の施行(2006年)をもって、法文上では、その自立と社会参加が理念に掲げられているものの、現状では障がい者主体の暮らしや自身のあるがままの姿での地域住民としての学習や就労、及び趣味・娯楽等の社会活動が、健常者と異なることなく尊重されているとは言い難い。そこで、本研究では、ICFによる障がい理論と清水によるQOL評価の定義を参考に、障がい者の社会生活におけるQOLの評価基準を「障がい者がありのままの自分に自信をもって、豊かな人間関係を保ちつつ自己実現に向けて主体的な社会生活を送ることができる環境が整備されていること」として捉えることとした。さらに本研究では、日常生活の中で人が主体的に社会参加するために「外出」は欠かせない行為の一つであると捉えた。

### (3)QOL評価の一要素としての外出環境

また、清水は社会学領域におけるQOLを「QOLは生活者の評価をデータとしつつも、そこからあるフィルターをかけて取り出された生活がそこでなされる環境についての公共的評価である<sup>2)</sup>と定義している。清水が述べる「その理由」についての概略は以下の通りである。

社会学領域におけるQOLは生活者の生活環境の善し悪しを評価することがある。そのため、その生活者の満足度がその生活者の主観的評価に終止しないために、そのような結果をもたらした様々な要素のうちから要因となっている環境を割り出し環境のよしあしを評価するというプロセスを要する。しかし、そのプロセスで抽出された満足度はいわば素データであり、そこから生活者の満足度の要因となる環境を割り出す過程を経て、単にある生活者の個人的な評価ではなく、公共的な評価が抽出されるからである。

本論では、以上の清水によるQOLに対する理論を参考にし、日常生活における自由な外出を障がい者にも保障する地域社会は、障がい者のQOLを向上する地域社会である、つまり、障がい者の主体的かつ選択性がある人生の可能性を広げる環境が整備された地域社会であると考えた。よって、本研究では、地域社会のQOLを評

価する一要因として捉え、その地域社会の外出環境状況に関する研究を行った。

## 2. 研究目的と方法

障がい者の移動環境についての先行研究には、視覚障がい者や肢体不自由者の外出環境を調査した研究は数多く存在する。それに比較して、知的障がい者の外出環境を調査した研究は数少なく、その内容は支援費制度時代に障がい者の外出支援サービスとされていたガイドヘルプサービスに対する研究が目立った。香山らは知的障がい者のガイドヘルプの課題を考察し<sup>3)</sup>、古井は知的障がい者に対するガイドヘルプの捉え方をガイドヘルパー職としての自己体験から考察している。<sup>4)</sup>また、中野らによる研究では知的障がい当事者に対するインタビュー調査により利用者主体型のガイドヘルパー制度を考察している。<sup>5)</sup>しかしながら、福祉学的(生活モデルの)研究において、知的障がい者の外出環境状況を調査しその現状や課題を考察した研究は見受けられない。尚、知的障がい者の外出環境を調査した研究では、知的障がい者のQOL向上に向けた通所型福祉就労施設の建築計画のあり方を知的障がい者の住生活における行動特性や外出環境の観点から考察した研究<sup>6)</sup>等、その多くが建築学の視点を基礎とする研究であった。

本論は、A市における知的障がい者の外出環境を保障する街づくりに向けた知的障がい者の外出状況における現状と課題を考察することを本研究の目的とした。障がい者における外出環境の現状と課題を知ることは、人がどんな障がいを抱えていても、自己意思に基づいた自由な外出が保障されている地域社会こそが、地域住民のQOL向上を保障する社会であるからである。また、障がい者の外出環境に相互作用する要因を生活モデルの視点で捉え、現状の課題を考察しその抑制要因を取り除く(又は、促進要因を増加する)手法を見出すことは、障がい者を支援する福祉専門職にとっても今後の重要課題であると考えられる。

研究方法は調査対象者と調査者との1対1形式を基本とする質問紙法による対面式面接調査法を用いた。但し、調査対象者の希望や障害程度により1対1形式では調査者とのコミュニケーションが困難である場合、調査対象者と利用施設のスタッフ対調査者の2対1形式により面接調査を実施した。調査は調査対象者の利用施設の1室で行った。また、全ての調査は調査対象者の同意の元を実施した。尚、インタビュー調査では調査者の聞き取り方の変化により、その回答内容が変化することが予想さ

れた。そのため、本調査ではインタビュー調査マニュアルを作成し聞き取りの練習を行った上で、A知的障がい者通所施設利用者5名の協力を得てプレテストを実施し、本調査を行った。

調査対象者はA市内の5ヶ所の知的障がい者通所施設の利用者65名であり、調査期間は2007年12月～2008年1月である。調査対象者を知的障がい者とした理由は、前述したように知的障がい者の外出環境状況を生活モデルの視点で考察した福祉学的研究は数少ないこと、及び身体障がい者に比較し、日常生活における知的障がい者の外出ニーズが見逃されている部分が多いのではないかと考えたためである。

主な調査内容は日常生活における外出状況と日常生活上の外出環境に対する思いや希望、外出支援者に求める支援内容、ガイドヘルプサービス（現、移動支援サービス）の認知状況、及び調査対象者の属性や日常生活状況等についてである。

### 3. 調査結果

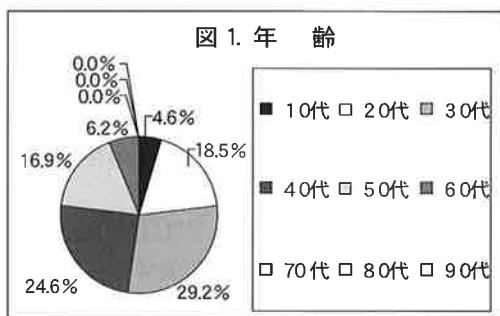
#### 1) 調査対象者の属性

##### (1) 性別と年齢層

調査対象者は男性が全体の61.5%(40/65)、年齢層は30代～40代の中年層が全体の53.8%(46/65)を占めた(図1)。

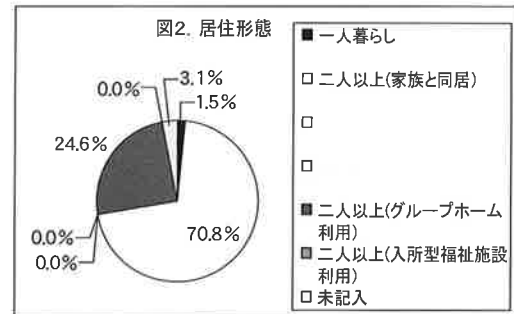
##### (2) 居住形態

居住形態は家族との同居者が最も多く70.8%(46/65)、次いでグループホーム利用者が24.6%で、一人暮らしの者は1名だった(図2)。



##### (3) 経済的状況

経済的状況では収入/1か月(年金等による収入を含む)が「5万円以上10万円未満」である者が87%(57/65)であり、10万円以上の収入取得者は1名のみだった。尚、障害基礎年金利用率は95.4%であ



り、1級対象者が28.3%(17/63)、2級対象者が71.7%(43/63)だった。一方、生活保護サービス等の公的扶助受給者は0人だった。

#### (4) 就労状況

就労状況については、就労支援施設の利用者が55名(87.3%)であり、未就労者（一般就労、福祉的就労のどちらにも就いていない者）7名、その他1名だった。

#### (5) 障がい者手帳の取得状況

調査対象者の障がい者手帳所持率は100%であり、そのうち療育手帳所持者は98.5%(64/65)で障がい程度はB1(中度)取得者が51%(33/65)だった(図3)。尚、障害者自立支援法に基づくサービス受給者証の所持者は66.2%(43/65)だった。このように療育手帳の受給率に比べ、サービス受給者証の所持率が低い理由は、調査対象者の利用施設が調査期間中は旧制度(支援費制度)に基づき事業運営がなされていたため、サービス受給者証を利用する必要性(利点)がなかったためである。

以上のデータから、本調査対象者の属性と日常生活環境の概況は、30～40代の中年層の療育手帳を所持する知的障がい者が多く、障害基礎年金受給と就労支援施設での工賃により約5万円～10万円/月の所得を得ており、そのうち約7割の者が家族と同居生活を送っていることを把握できた。

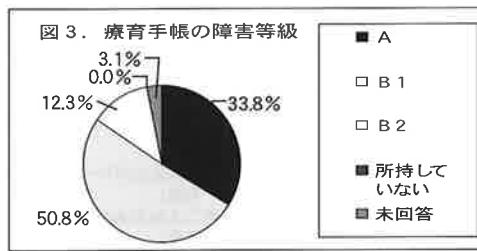
#### 2) 日常生活の外出状況

##### (1) 外出回数

外出回数は「毎日」が70.8%(46/65)で最も多く、次いで「その他」が21.0%(14/65)であった。尚、そのうち「その他」の回答では「土・日以外の5回/週は外出する(土・日は外出しない)」という回答が目立ったことが特徴的であった。

##### (2) 一番よく出かける場所

12の選択肢の中から「一番良く出かける場所」を尋ねた所(複数選択可)、①スーパーマーケット、商店



(41/67票)、②趣味・娯楽の場(8/65票)の順に回答を得た(図4)。

(3)一人では出かけにくい場所

尚、「一人では出かけにくい場所」の有無を尋ねた所、「有」という回答が55.4%(36/65)であった。これらの回答者に前記(2)の質問時と同様の12の選択肢から「一人では出かけにくい場所」を尋ねた所、降順に①趣味、娯楽の場(15/36)、スーパーマーケット、商店(10/36)の回答を得た。「その他」の回答内容は「一人で出かけてみたいと思う場所がない」(1)、「図書館」(1)だった(図5)。

(4)一人では出かけにくい理由

また、③の回答者に続けて「一人では外出しづらい理由」を尋ねた所、降順に「不安」(7/34)、「経済的困窮」(5/34)の順に回答を得た。前記の「不安」の理由は「交通事故に遭うかもしれないから」「(目的地が)遠いから」「怖い」等が挙がった。尚、「その他」の回答内容は「一人で出かけてもつまらない」(2/7)、「交通の便が悪い」(2/7)に分類できた。

(5)よく一緒に出かける人

「一番よく、一緒に出かける人」については、降順に「親」36.9%(24/65)、「友だち」23.1%(15/65)「いない」18.5%(12/65)の順に回答を得た。同じ家族でも「親」という回答36.9%(24/65)に対し、「兄弟、姉妹」は少なく、4.6%(3/65)だった(図6)。

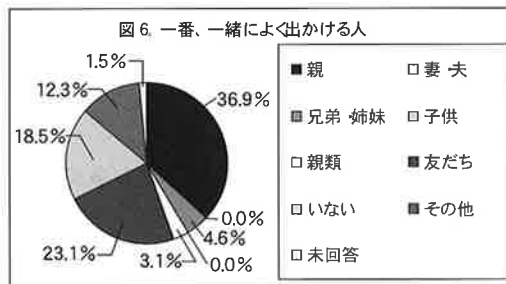
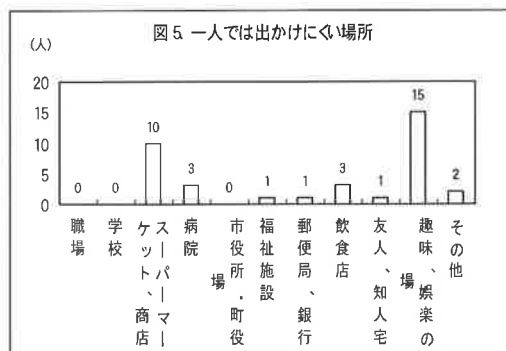
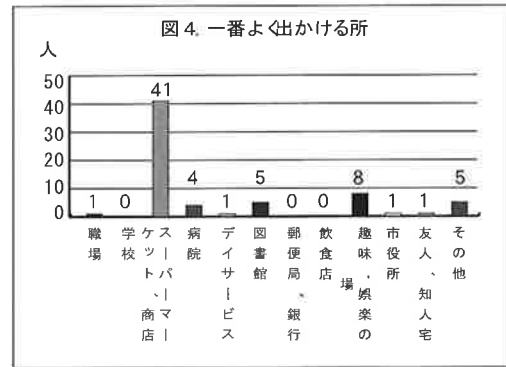
「その理由」については、「楽しいから」という回答が最も多く39.1%(25/64)、次いで「わからないことを教えてもらえるから」が14.1%(9/64)だった。

(6)外出手段

「日常の外出手段」については、降順に「自転車」35.4%(23/65)、「徒歩」27.7%(18/65)、「家族や友人が運転する車」18.5%(12/65)等の回答を得た(図7)。

(7)外出時に利用する福祉サービス

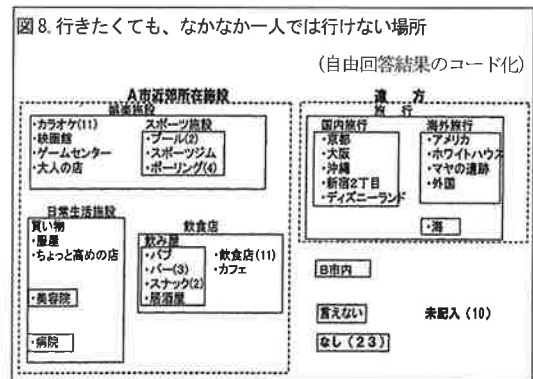
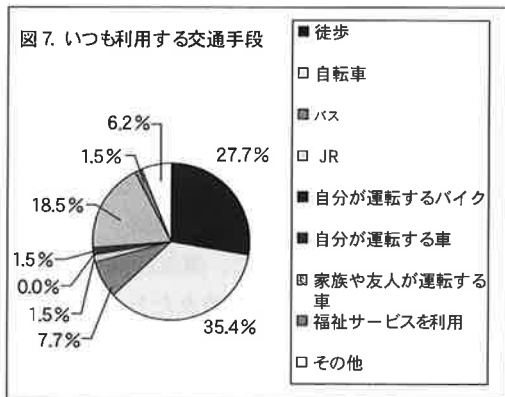
「外出時に利用する福祉サービス」については「ガイドヘルプサービス」0名、「その他」1名であり、その他の回答内容は「併設施設による通園バス」であった。



よって、調査対象者は全て外出支援サービスを利用していないことがわかった。

(8)行ってみたいが、なかなか一人では行くことができないと日頃から思っている場所(自由回答方式、複数回答可)

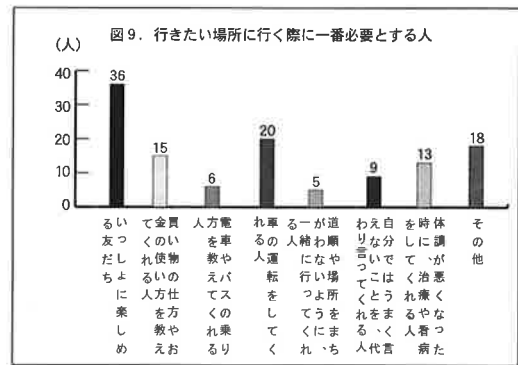
「行ってみたいがなかなか一人では行くことができないと日頃から思っている場所」に対する回答を分類した結果が図8である。この結果を回答数が多い項目から順に記すと、①娯楽施設、②飲食店、③旅行、④買い物、⑤医療・衛生施設、⑥その他(特になし、未回答等)となった。尚、回答を自宅からの距離(遠近)で分類すると、海外等の遠距離にある場へ出かけられないという外出ニーズよりも、ファミリーレストラン等の近隣への外出ニーズが多く挙がっていたことは興



味深く、環境調整により課題解決が可能であるように思われた。

(9)「行きたくても、なかなか行けない場所」へ行くために同行者に求める役割

前記(8)の質問に続いて、「どんな人がいれば、『行きたくても、一人ではなかなかいけな場所』へ行くことができると思いますか」という質問項目を設定し、同行者の役割別に選択肢を8つ用意し、そのうち2つの選択を依頼する方式で回答を得た。その結果、「その他」(18票)という回答を除くと、多くの回答を得た選択肢は、降順に「一緒に楽しめる友だち」(36/65)、「車の運転をしてくれる人」(20/65)、「買い物の仕方やお金の使い方を教えてくれる人」(15/65)だった(図9)。



(10)ガイドヘルプサービスの認知状況

障害者自立支援法では移動支援サービスに名称変更となったが、これまでの認知状況を調査するため、旧法(支援費制度)施行以前に使用されていた「ガイドヘルプサービス」という名称を用い、その認知状況を尋ねた。その結果、「知らない」という回答が86.2%(56/65)を占め、調査対象者の多くが外出支援サービスの存在を知らない、ということが明らかとなった。

尚、「(ガイドヘルプサービスを)知っている」という回答者9名に対し、「(その情報を)教えてもらった人」を尋ねた。その結果を降順に記すと、テレビ(3)、友人や友人の親が利用(2)であり、「親」「施設の職員」「市役所の職員」という回答は各(1)だった。また、そのうち、1名はホームヘルパーと混同し「兄が夕食をつくってもらっていたから」との回答を得た。

さらに、「ガイドヘルプサービスを知っている」という回答者9名に「ガイドヘルプサービスの利用状況」を尋ねた所、利用経験がある者は1名のみだった。

## 4. 考 察

### (1)外出ニーズ

調査結果より、調査対象者が良く出かける場所が「スーパーマーケット、商店」(41/65)等が圧倒的に多く、次に「趣味・娯楽の場」(8/65)の順となるが、その数には大きな開きがあった。また、自由回答形式で「(経済的事情に関わらず)行って見たい場所」(複数回答可)を尋ねた所、調査対象者の外出ニーズは娯楽施設、飲食店が圧倒的に多かった。また、調査結果2)(8)に記したように、この結果を自宅から距離の長さで分類すると、飲食店、娯楽施設等、その多くが近距離の移動で外出ニーズを充足できるものだった。

### (2)外出ニーズの抑制要因

#### ①公共交通機関の未開発

調査対象者は外出手段にその多くが自転車、徒歩、家族等が運転する車を利用している。娯楽施設や大型ショッピングセンター等は近年、住宅街から離れた郊外に大駐車場を備え創設されている傾向が高い。そのため、バス等の公共交通機関の路線や便数

の未開発、未充足地域では、住民は移動手段として自家用車を使用する社会が出来上がり、自動車免許や自家用車の不所持は外出ニーズの抑制要因となるだろう。

#### ②知的障がい者に対する一般就労先の未開発

なお、調査対象者が「(行ってみたいが)一人では行けない場所」は「趣味・娯楽の場」(15/36)、「スーパーマーケット、商店」(10/36)であり、その理由は主に「心身の不安」と「経済的貧困」にあるようだった。「心身の不安」とは「途中で事故にあわないか心配」「怖い」「体調が悪くなった時が心配」という回答の総称である。このうち、「経済的貧困」という外出抑制要因の原因は、調査対象者の低所得であり、低所得を生じさせる要因は障がい者に対する一般企業等の雇用先の未開発と、企業主の無理解にあると考える。本調査対象者は年齢30代～50代の中・壮年期の者が70.8%(46/65)を占めているにも関わらず、調査対象者の98.5%の月収は10万円未満である。この月収は通所施設での収入と障害基礎年金の合計であり、調査対象者のうち、55名/65名は就労支援施設や作業所に通所し、そのうち3名はパートやアルバイトも重複して行っている。したがって、調査対象者の貧困の原因は本人の怠惰でなく、就労意欲の無さ等でもないと考える。尚、「心身の不安」という抑圧要因の原因に対しては次項で考察する。

#### ③外出支援サービスに対する認知度の低さ

本研究では、「ガイドヘルプサービス」の認知度を調査したが、その認知度は非常に低く認知度は13.8%(9/65)で利用経験者は1名/65名だった。さらに、ガイドヘルプサービス認知者の多くはその情報をテレビや広報誌等で得ており、施設スタッフや市役所職員から情報提供を得たという回答者は共に1名だった。また、利用経験者は1名/65名だった。調査を実施したA市では、知的障がい者ガイドヘルプサービスの利用対象者は重度の知的障がい者のみという制限がある。さらに外出先についても通学や通勤、施設通所には利用できない等の利用制限がある。この様に利用対象者にも限定があることから、上記結果は施設スタッフが利用者にガイドヘルプサービスの情報を提供する必要性がないと考えたために生じた事であるかもしれない。

障がい者自立支援法施行以降、ガイドヘルプサービスは移動支援サービスと名称変更となり、また市町村主体型のサービスの一つとなった。そのため、サービ

ス内容も変化し、従来以上に移動支援サービスの内容や利用料には市町村格差が生じている。今後、障がい者が主体的な生活環境を支援するためには、日常生活に必要な移動支援等のサービスに関する情報を市町村が責任を持って、市民であるすべての障がい者に情報提供できるようなシステムづくりが必要だと考える。

#### (3)調査対象者が外出同行者に求める役割

行きたい場所へ外出する際に、調査対象者が同行者に求める役割は①「一緒に楽しめる友だち」、②「車の運転をしてくれる人」、③「買い物の仕方やお金の使い方を教えてくれる人」、④「体調が悪くなった時に、治療や看病をしてくれる人」・・・の順に多くの回答を得た。この結果において、調査対象者が同行者に求める役割には「お金の使い方を教えてくれる人」や「道順や場所を教えてくれる人」等に回答が集まるだろうという筆者の仮説は覆された。

まず、「一緒に楽しめる友だち」が多くの回答を得た理由は、外出希望場所として「飲食店(ファミリーレストラン等)」や「趣味・娯楽施設(カラオケ、ボーリング、スポーツ施設等)」や「旅行(温泉や観光等)」という回答が多かったことに起因するものと考えられる。つまり、調査対象者が友だちと共に外出し楽しみたいというニーズがここに表れていると考察する。日常生活で調査対象者がよく外出を共にする者は「親」、「友だち」、「いない」の順に多くの回答を得たことを勘案し、その理由を考察すると、調査対象者には友だちと外出し余暇を過ごしたいというニーズを日常生活上で十分に満たせていない者が多いのではないだろうか。調査対象者から多くの回答を得るだろうと筆者が仮説した「お金の使い方」「目的地への道順や到達」等という役割は、友だちと協力し行動することで解決し、対する不安も和らぐだろう。以上から、調査対象者の自由な外出を保障する要因として、友だちづくりや友だち同士での外出は調査対象者の外出における不安を軽減し、調査対象者の主体的な外出を促す重要な要因であると考えられる。

次に、「車の運転をしてくれる役割」についてであるが、車の運転者を親や親類に求めるのではなく、友人の運転する車に同乗し共に外出することが自然な形でできる関係が作れば、調査対象者は交通手段として利便性が高まり、さらに道順や他者とのコミュニケーション等の件でも当事者が抱える不安感は軽減するだろう。これらは地方であれば、近所どうしのおつき合いの中で、ごく普通に行われているのではないだろうか。したがって、ピアサポート活動等による知的障がい者同士の支え合いの場も必要であるが、今後は障害等にかかわらない仲間

づくりを目標に、地域文化活動へ参加、施設の社会化等を通して、健常者や身体障がい者、精神障がい者等との交流活動の機会づくり、を促進支援していくことも必要であるだろう。

3番目に多い回答を得た、「お金の使い方や管理方法を教えてくれる人」という役割についても、信頼できる友人であれば、依頼することができるだろう。しかし、防犯に留意することは必要であり、知的障がい者の外出時の金銭管理支援についてはサービスの開発や拡充と近隣同士での協力体制強化が必要だろう。

## 5. 今後の課題

以上より、調査対象者の外出ニーズに相互作用する要因として明かとなったのは、①調査対象とした知的障がい者本人の外出時の不安や低所得状況、②親との外出が多く、良く出かける外出同伴者が不在の者も多かったこと、③公共バスやJRの利便性の悪さ(便数の不足、バス停や駅までが遠い)、④自動車免許、自家用車の所持等である。これらの現状を生じさせてきた環境要因には、上記①については障がい者に対する一般雇用の未開発、②については障がい児者の自立支援をその親が成人後も担うことを当たり前としてきた日本の歴史と福祉サービスのあり方にあると考察する。

また、③に記した公共交通機関の未整備とその結果生じる車社会の発展は、A市に限らず地方都市に見受けられる状況だろう。

よって、③④の要因は運転免許や自家用車を持たない者の自由な外出や社会参加を制限する地方都市における障害者等の課題であることを行政が熟知し、各地方自治体が地域の公共交通機関の利便性悪さを認識し、知的障がい者等の住民ニーズに応じサービスの開発(福祉コミュニティバスの運行等)を検討する必要性が高いものと考えられる。

なお、外出支援として公的なサービスであるガイドヘルプサービスの認知度が非常に低かったことについても、現行する障害者福祉サービスを利用対象者に情報提供するシステムの未確立が外出環境抑制要因の一つとなっていると考えられるのではないだろうか。

したがって、今後、知的障がい者の外出を支援するためのA市の課題として、以下4点を挙げる。

1. 知的障がい者の生活費の向上を目的に、知的障がい者に対する企業や行政での雇用先の開拓
2. 主体的で自由な知的障がい者の外出の実現に向けたピアサポート活動の促進、及び地域住民との交

流機会の増設

3. 現行する障がい者サービスに対する情報を市内の知的障がい者に提供する手法の開発と実践
4. 行政と民間福祉や医療施設等が連携して知的障がい者の外出ニーズを調査し、その現状をモニターし、障がい者の社会参加を支援するシステムを開発、促進すること

## おわりに

本研究の調査対象者数が65名と少数であることから、本稿における考察と結果に記す内容は、A市に居住する一部の知的障がい者に関するものであり、知的障がい者の外出環境の現状と課題を一般化して捉えるには充分でない。また、本研究の手法は質問紙法を用いたインタビュー調査ではあるものの、調査対象者の外出の概況調査に終止している。

本調査は対象者が初対面の知的障がい者であることから、質問はすべて選択肢を選択する方式を用いた。そのため調査対象者の詳細な外出ニーズは明確化できていないと考える。したがって、A市の知的障がい者におけるも外出環境のニーズとその相互作用要因を詳細に把握するために、次回は質的調査を用いて外出ニーズをさらに詳細に聞き出し、知的障がい者の社会参加支援によるQOL向上に向けた外出環境要因の現状分析をさらに進めていきたい。

本研究は文部科学省オープンリサーチセンター事業〔平成16年度～平成20年度〕による研究の一部である。

## 謝 辞

本研究を実践する上で、インタビュー調査にこころよくご協力くださいましたA市内の知的障がい者通所施設、作業所の施設長様、利用者の皆様、及びスタッフの皆様に深く御礼申し上げます。

## 引用・参考文献

- 1) 清水哲郎、医療現場に臨む哲学、第1版、株式会社勁草書房、東京、p35、1997.
- 2) 1)に同じ、p31、1997.
- 3) 香山よしの:知的障害者のガイドヘルプの今後の課題、現代書館、福祉労働79、1998.
- 4) 古井克憲:知的障がいのある人へのガイドヘルプにおけるコーディネーターの活動:ガイドヘルパーで

ある私の経験を通して、人間社会学研究集録(2005)、2005.

- 5) 中野敏子、茨木尚子:知的障害者サービス評価活動のあり方研究ー当事者参加型アクションリサーチの活用ー、平成17~18年度科学研究費補助金 研究成果報告資料(基盤研究C)、2007.
- 6) 知的障がい者の社会環境設備に関する基礎的研究 第2報 知的障害者の外出行動に対する阻害要因の分析、日本建築学会大会学術講演便概集、5050、1997.
- 7) 障害者生活支援システム研究会、障害者自立支援法と人間らしく生きる権利:障害者福祉改革への提言 2、第1版、かもがわ出版、東京、1997.